最終更新日：2016年5月25日
アコム株式会社
代表取締役社長兼会長　木下盛好
問合せ先：経営企画部　電話：03-5533-0621
証券コード：8572
http://www.acom.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、創業の精神であります「信頼の輪」のもと、「人間尊重の精神」、「お客さま第一義」、「創造と革新の経営」を企業理念に掲げ、ステークホルダーの皆さまとの相互信頼を深め、社会とともに発展していくことを目指しております。
当社は、ステークホルダーの皆さまの期待に応え、さらなる信頼関係を構築するため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要事項に位置付け、経営の健全性、透明性及び効率性を確保し、継続的な株主価値の向上をはかります。
また、適正なコーポレート・ガバナンス体制の構築には、有効な内部統制システムが不可欠であるとの認識に基づき、代表取締役社長兼会長のリーダーシップのもと、組織内のすべての構成員が内部統制システムの構築及び実効性の確保にあたるとともに、内部統制システムの有効性を常に評価、検証し、継続的に改善しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-7】
当社では、法令等に基づき取締役との取引および主要株主との重要な取引は、取締役会における事前承認が必要である旨、取締役会規則に定めております。

【原則3-1】
(i)会社の目指すところ(経営理念)や経営戦略・経営計画
(1)会社の目指すところ(経営理念等)
当社ホームページの「当社の理念」をご参照ください。
(http://www.acom.co.jp/corp/philosophy/vision/)
(2)経営戦略、経営計画
当社の決算短信をご参照ください。決算短信は当社ホームページにも掲載しております。
(http://www.acom.co.jp/corp/ir_library/earnings/)
(ii)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は上記「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。
(iii)経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
(1)方針
株主総会が決定する報酬総額の範囲内で、業績等を考慮して決定することとしています。
(2)手続
上記方針に基づき、代表取締役、独立社外取締役で構成される役員評価委員会が検討のうえ、取締役会が決議します。
(iv) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
(1)方針
(A)経営陣幹部の選任
迅速かつ適切な業務執行を行うため豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する者を適材適所の観点から選任しています。
(B)取締役候補の指名
経営監督の実現を図るため豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する者を適材適所の観点から指名しています。
(C)監査役候補の指名
会社の健全な経営発展と社会的信頼の向上を実現するため、財務・会計に関する知識、当社事業分野に関する専門知識および企業経営に関する見識等多様な視点のバランスを考慮し適材適所の観点から指名しています。
(2)手続
(A)経営陣幹部の選任
上記方針に基づき、代表取締役および独立社外取締役で構成される役員評価委員会が検討・提案し、取締役会が決議します。
(B)取締役候補の指名
上記方針に基づき、代表取締役および独立社外取締役で構成される役員評価委員会が検討・提案し、取締役会が決議します。
(C)監査役候補の指名
上記方針に基づき、社長が検討・提案し、監査役会の同意を得て取締役会が決議します。
(v) 経営陣幹部の選任および 取締役・監査役候補の個々の指名についての説明
経営陣幹部の選任および取締役・監査役候補の個々の指名についての説明は当社ホームページの定時株主総会招集ご通知に記載しております。
(http://www.acom.co.jp/corp/ir_stock/shareholders_meeting/)

【補充原則4-1-1】
当社では、「取締役会規則」で法令および定款に基づき取締役会で審議する内容を定めています。また、その他の業務執行については、取締役会は執行役員を選任し、「組織分掌規程」で業務分掌及び責任権限を定め、業務の執行を委嘱することにより、意思決定及び業務執行の迅速化並びに監督と執行の役割の明確化をはかっております。

【原則4-9】
当社では、独立社外取締役の候補者の選定基準として、東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準を満たし、豊富な経験と高い見識、高度な専門性を有しているかを重視しています。

【補充原則4-11-1】
当社の取締役会は、取締役会における意思決定の迅速化及び取締役相互の監督機能の実効性確保をはかる観点から、取締役を8名とし、うち2名を独立社外取締役としております。また、取締役会における多角的な視点を確保するため、当社各部門あるいは他社等での豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する者を取締役に指名しております。

【補充原則4-11-2】
各取締役・監査役の他の上場企業を含む重要な兼職の状況は、当社ホームページの定時株主総会招集ご通知に記載しています。
（http://www.acom.co.jp/corp/ir_stock/shareholders_meeting/）

【補充原則4-11-3】
当社では、取締役会の運営状況は以下のとおりです。
（1）監査役出席のもと、経営戦略、経営計画等経営上の重要事項について客観的・合理的判断を確保しつつ審議、決定するとともに、コーポレートガバナンス及び内部統制システム構築の基本方針を決定し、業務執行の監視、監督を行っております。
（2）取締役会規則に規定された付議事項に基づき、重要案件を漏れなく議案に選定するとともに原則月1回取締役会を開催することで適時・適切に審議しております。
（3）取締役会において円滑かつ活発な議論を行うため、取締役会資料を事前に配布し、独立社外取締役・監査役には事前に内容を説明しております。
（4）経営状況等について定期的な報告を受け、業務執行の監視を実施しております。
当社では、取締役会実効性に関する質問票を全取締役、監査役に配付し、自己評価を行いました。質問票の回答および外部アドバイザーのサポートを踏まえ、当社取締役会は取締役会の実効性に関する分析および評価を実施しました。
その結果、当社の取締役会は、経営戦略・経営目標の設定、経営課題の解決、リスク管理および業務執行者の監督等のそれぞれの機能を発揮しており、現状の取締役会が充分に機能し、取締役会全体の実効性が確保されていると評価しました。
一方、本質的な議論を深めるための議案の絞込みや取締役会の審議充実に資する論点整理を行い、取締役会の議論のより一層の質の向上を図る必要性を認識いたしました。
以上を踏まえ、当社は取締役会の更なる実効性を確保し、取締役会のより一層の議論の質の向上を図る施策を検討してまいります。

【補充原則4-14-2】
当社では、取締役・監査役については、就任に際して必要に応じて研修を行っています。就任後も当社事業の市場動向や国内外の経済問題など多岐に渡る研修を実施することで継続的なトレーニングを実施しています。

【原則5-1】
（1）株主との建設的な対話を促進するための体制整備
当社では、株主との対話を、定時株主総会のほか、財務第二部担当役員が統括し、財務第二部広報・IR室が経営企画部、総務部、財務第一部等と日常的な連携を図りながら、中間・期末の決算説明会、国内カンファレンス（年4回）、海外IRロードショー（年1回）や個別取材（年200～300回）を通じて実施しています。
対話を通じて把握された株主の皆様のご意見等は経営執行会議に報告され、経営陣幹部や監査役との情報共有がなされています
（2）株主との建設的な対話を促進するための取組みに関する基本方針
当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、適時適切な株主の皆さまとの対話に努めます。情報の開示にあたっては、法令および制度により義務付けられているもののほか、株主の皆さまに当社をご理解いただくために有用と判断される情報につきましても、積極的な情報開示に努めてまいります。
情報の開示にあたっては、東京証券取引所の指定する方法および当社ホームページの活用などにより、国内のみならず、海外の株主の皆さまにも十分に配慮しながら、公平かつ迅速に情報を開示するよう努めてまいります。
当社が開示する情報の中には、将来の予測に関する事項が含まれている場合があります。このような将来に関する情報につきましては、その予測の前提条件や不確定要素などを十分説明し、市場に誤解を与えることがないよう努めてまいります。
当社は、決算情報の漏洩防止や情報開示の公平性確保のため、決算発表予定日前の一定期間を「沈黙期間」とし、当該決算に関するコメントおよびご質問への回答を控えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	588,723,490	36.88
丸糸殖産株式会社	273,467,550	17.13
マルイト株式会社	125,533,430	7.86
公益財団法人木下記念事業団	92,192,320	5.77
株式会社丸糸商店	38,733,200	2.42
木下恭輔	32,598,830	2.04
木下盛好	32,397,260	2.02
三菱UFJ信託銀行株式会社	31,572,800	1.97
株式会社暢佳	30,000,000	1.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	26,612,300	1.66

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ （上場：東京）（コード） 8306

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	その他金融業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下「MUFG」という。)内の企業との間で資金の借入れ、無担保カードローン商品の債務保証等の取引がありますが、「公正な市場ルールと適正な商慣習に従う」との行動基準に基づき、他社との取引と同様に当社規程等に基づき厳正な判断のもとに実施し、公正性を確保することとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、親会社であるMUFG及び同社の子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行との業務・資本提携に基づき、MUFGグループにおける消費者金融事業の中核企業としての役割を担っております。また、当社は、経営管理に関する契約に基づき、MUFGに対し経営の重要事項に関する協議、報告等を実施しておりますが、経営方針や事業戦略等の決定は、親会社の経営管理方針を踏まえつつ、当社独自の判断に基づいて行っており、株式上場企業としての独立性を確保しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
梅津 光弘	学者											
新穂　均	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
梅津 光弘	○	――	梅津光弘氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。同氏は、大学において企業倫理学、応用倫理学の分野を長年研究しており、企業倫理に関する高い見識と他企業の社外取締役としての豊富な経験を有していることから、当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督など社外取締役としての役割を十分に発揮いただけるものと考えております。 また、一般株主と利益相反の生じるおそれがあると東京証券取引所が判断する基準にはいずれも該当しないため、独立役員として指定しております。
			新穂均氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。同氏は、法曹として企業法務に精通しており、また、長年培ってきた高度な専門知識と豊富な実務経験を有するこ

新穂　均	○	―――	とから、当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督など社外取締役としての役割を十分に発揮いただけるものと考えております。 　また、一般株主と利益相反の生じるおそれがあると東京証券取引所が判断する基準にはいずれも該当しないため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

(A)監査役と会計監査人の連携状況
　監査役は、会計監査人との定例会合を年19回開催し、会計監査人の年度監査計画の確認、監査報告書、監査の概要及び結果の内容聴取等を実施しております。
　また、必要に応じて実施する意見交換等の会合や監査現場への立会により、監査役と会計監査人の連携をはかっております。

(B)監査役と内部監査部門の連携状況
　監査役と内部監査部門は、監査計画及び監査結果に関する会合を毎月１回開催することにより、連携をはかっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
伊藤　達哉	弁護士													
高田　修	他の会社の出身者													
土井　隆	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

伊藤　達哉	○	―――	伊藤達哉氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。同氏は、長年にわたり当社と同じ金融業界において金融実務及び企業法務を中心に培った豊富な経験・知識並びに弁護士としての経験を有していることから、一層の監査体制の強化、コーポレート・ガバナンスの強化をはかることが期待できるものと考えております。 また、一般株主と利益相反の生じるおそれがあると東京証券取引所が判断する基準にはいずれも該当しないため、独立役員として指定しております。
高田　修	○	―――	高田修氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。同氏は、三菱商事株式会社において培った豊富な経験・知識及び千代田石油商事株式会社において経営者としての経験を有していることから、一層の監査体制の強化、コーポレート・ガバナンスの強化をはかることが期待できるものと考えております。 また、一般株主と利益相反の生じるおそれがあると東京証券取引所が判断する基準にはいずれも該当しないため、独立役員として指定しております。
土井　隆	○	―――	土井隆氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。同氏は、弁護士として長年にわたり培った専門的知識・経験を有していることから、法務的観点から経営の監視が可能と判断し、一層の監査体制の強化、コーポレート・ガバナンスの強化をはかることが期待できるものと考えております。 また、一般株主と利益相反の生じるおそれがあると東京証券取引所が判断する基準にはいずれも該当しないため、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は、現状無配の経営環境に有り、復配することを第一優先と考えており、インセンティブについては、復配体制が整ってからのことと考えておりますが、取締役及び従業員の士気の高揚、業績向上への意欲増進、並びに今後における優秀な人材の採用、確保の為、インセンティブ施策については今後も導入を検討していきます。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役報酬の内容（平成26年4月1日から平成27年3月31日）

取締役の年間報酬額　150百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則3-1】(iii)経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続に記載のとおりです。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会開催時には、原則として、前日までに会議資料の事前配付及び事前説明を行っております。
また、社外監査役の職務をサポートする体制として、「監査役会事務局」を設置し、監査役を補助する社員を配置するとともに、監査役会等を通じて監査役間の情報の共有化に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)経営機構に関する現状の体制概要
(A)取締役会及び取締役
取締役会は、意思決定の迅速化及び取締役相互の監督機能の実効性確保をはかるため、取締役8名で構成されており、うち2名を社外取締役としております。
当社と業務執行を行わない取締役3名(内、社外取締役2名)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
取締役会は、監査役の出席のもと、経営戦略、経営計画等経営上の重要事項について客観的・合理的判断を確保しつつ審議、決定するとともに、コーポレート・ガバナンス及び内部統制システム構築の基本方針を決定し、業務執行の監視、監督を行っております。
なお、取締役会は、原則として毎月1回開催、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

(B)監査役会及び監査役
監査役会は、監査役4名で構成されており、うち3名を社外監査役としております。
当社と監査役4名は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
監査役会は、原則として毎月1回開催、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。
なお、監査役機能の充実のため、「監査役会事務局」を設置し、監査役を補助する社員を配置しております。補助する社員の定数、異動等に関する決定は、事前に監査役会と協議するなど社員の独立性を確保しております。

(C)執行役員
当社は、平成15年6月より執行役員制度を導入しております。取締役会は執行役員を選任し、業務分掌及び責任権限を定め、業務の執行を委嘱することにより、意思決定及び業務執行の迅速化並びに監督と執行の役割の明確化をはかっております。執行役員は、役付執行役員10名を含む19名であり、8名の取締役のうち4名が役付執行役員を兼務しております。

(D)経営執行会議
経営執行会議は、役付執行役員、部室を担当する執行役員及び監査部を担当する取締役で構成されており、監査役の出席のもと、取締役会で決議された基本方針に基づき、取締役会から委任された業務執行に係る意思決定及び取締役会付議案件の事前審議を行っております。
なお、経営執行会議は、原則として毎月3回開催、必要に応じて臨時経営執行会議を開催しております。

(E)各種委員会
(a)コンプライアンス委員会
コンプライアンス委員会は、取締役会が設置し、社外有識者、社外取締役及び代表取締役で構成されており、監査役の出席のもと、コンプライアンスに関する以下の項目について審議及び提言を行っております。
・アコムグループ倫理綱領、行動基準の制定及び改廃に係る事項
・態勢の整備及び運用に係る重要事項
・基本計画の策定に係る事項
・重大な違反事態の是正、改善措置及び再発防止策に係る事項
・その他コンプライアンスに係る重要事項
なお、コンプライアンス委員会は、原則として年間6回、隔月開催、必要に応じて臨時委員会を開催しております。

(b)リスク管理委員会
リスク管理委員会は、役付執行役員及び監査部を担当する取締役で構成されており、監査役の出席のもと、経営執行会議からの権限委譲により、リスク管理態勢の整備全般に係る事項、リスクの評価に係る事項、リスク管理重点施策に係る事項、その他リスク管理に係る重要事項の審議、承認を行い、必要に応じて、経営執行会議及び取締役会に付議、報告を行っております。
なお、リスク管理委員会は、原則として四半期に1回開催、必要に応じて臨時委員会を開催しております。

(c)財務情報開示委員会
財務情報開示委員会は、財務第二部の担当役付執行役員を委員長とし、関連部室の担当役付執行役員及び部室長で構成されており、監査役の出席のもと、経営執行会議からの権限委譲により、財務情報の開示が関連法令等に従って、適時、適切に行われるよう、財務情報開示態勢の整備に関する事項を審議、決定し、加えて、開示すべき財務情報等について、取締役会付議事項の事前協議を行っております。
なお、財務情報開示委員会は、原則として四半期に1回開催、必要に応じて臨時委員会を開催しております。

(2)内部監査及び監査役監査の状況
(A)内部監査
監査部は、17名の監査員体制で業務執行部門における関連法令等の遵守状況、内部管理の取組状況等を検証、評価し、問題点の改善方法の提言を行っております。また、ルールの準拠性のみならず、リスクの的確な把握に基づいて各組織におけるリスク管理態勢を評価するリ

スクアプローチ監査を実施し、その結果を取締役会及び監査役へ定期的に報告しております。さらに、子会社の直接監査の実施、子会社監査部の支援等を通じて、グループ監査体制の整備を行っております。

（B）監査役監査

監査役は、監査方針及び監査計画に基づき、取締役会やその他重要な会議への出席、業務及び財産の状況調査などを通じて、取締役の職務執行を監査し、更には、法令遵守と企業倫理の確立に資する適時適切な助言・提言を行っております。また、会計監査人並びに監査部と連携し、経営の実態を正確に把握し、内部統制システムの整備状況を監視し検証しております。監査役は、子会社の取締役及び監査役と積極的に意思疎通をはかり、グループにおける情報の共有化に努めております。

なお、監査役佐藤 茂氏は、当社の執行役員財務部長を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

（3）会計監査の状況

（A）当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、所属監査法人及び継続監査年数

指定有限責任社員　業務執行社員：鈴木　泰司　　有限責任監査法人トーマツ所属
指定有限責任社員　業務執行社員：平木　達也　　有限責任監査法人トーマツ所属
指定有限責任社員　業務執行社員：渡邊　康一郎　有限責任監査法人トーマツ所属
※継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。
※同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

（B）当社の会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士	10名
会計士補等	8名
その他	12名

（C）監査報酬の内容

当社における会計監査人の報酬等の額
・公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額　　110百万円

（4）役員報酬の内容

（A）取締役　支給人員　8名　支給額　150百万円
（B）監査役　支給人員　4名　支給額　58百万円

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社であります。監査役4名のうち3名を社外監査役とし、また常勤監査役2名のうち1名を社外監査役として、監査の独立性を確保しております。なお、監査役全員が取締役会に出席するほか、監査役が分担して重要な会議及び委員会に出席し、意見を述べられる体制を整えております。以上のことから、客観的及び中立的な経営監視が行われ、経営の公正性、健全性、透明性が確保され、また、社外監査役による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能がよりいっそう発揮されるものと判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	直近の定時株主総会開催日　平成27年6月24日 株主総会招集通知発送日　　平成27年6月2日
集中日を回避した株主総会の設定	多数の株主が、総会に出席する機会を設けられるよう、極力集中日を避けるよう配慮しております。
電磁的方法による議決権の行使	パソコンまたは携帯電話からインターネットによる議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成27年第38回定時株主総会から、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知全文の英文版を作成し、ホームページで公開しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	http://www.acom.co.jp/corp/ir_policy/において、「IR活動の基本方針」を掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算は5月上旬、第2四半期決算は11月上旬に代表取締役社長が決算内容並びに経営計画に関する説明を行っております。第1四半期は7月下旬、第3四半期は1月下旬に財務第二部広報・IR室長が決算内容に関する説明を行っております。 （平成26年4月1日～平成27年3月31日）	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算は5月上旬、第2四半期決算は11月上旬に財務第二部広報・IR室長が決算内容に関する説明を行っております。 （平成26年4月1日～平成27年3月31日）	なし
IR資料のホームページ掲載	http://www.acom.co.jp/corp/ir_index.htmlにおいて、有価証券報告書、決算短信、ニュースリリース、アニュアルレポート、決算説明プレゼンテーション、データブック、マンスリーレポート、株主総会招集通知、事業報告を日本語・英語で掲載しております。 （平成26年4月1日～平成27年3月31日）	
IRに関する部署（担当者）の設置	財務第二部広報・IR室がIR業務を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業理念」及び「アコムグループ倫理綱領」により、「人間尊重の精神」及び「お客さま第一義」について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	創業の精神に「信頼の輪」を、企業理念に「生活文化の向上に貢献する」を掲げております。社会貢献活動においても、この理念に基づいて、社会福祉、地域貢献等、さまざまな活動に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「アコムグループ倫理綱領」により、「経営の透明性の確保」及び「適時適切な企業情報の開示」について規定しております。 また、マスコミや投資家・証券アナリスト向けの決算説明会、個別取材や投資家訪問、海外投資家を対象とした電話カンファレンス、海外ロードショーの実施など、国内・海外におけるIR活動に注力するとともに、さまざまな経営情報を正確に、迅速に公開することで、ステークホルダーに対する経営の透明性の維持・確保に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法第362条第4項第6号、同条第5項、同法施行規則第100条第1項及び同条第3項に基づき、会社の業務の適正を確保するための体制の整備について、以下のとおり決議しております。

当社は、当該体制について、定期的に整備状況を評価し、必要に応じて改善措置を講じ、経営環境の変化等に対応した見直しを行い、内部統制システムの実効性向上に努めております。

【内部統制システム構築の基本方針】

(1)当社および当社の子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(A)当社は、コンプライアンスを経営の最重要事項と位置付け、アコムグループ倫理綱領および行動基準を制定するとともに、コンプライアンスに関する規程および各種社内規程を整備し、周知徹底する。

(B) 当社および当社の子会社は、コンプライアンスに関する委員会等や、コンプライアンスを担当する役員および統括部署を設置する。

(C) 当社および当社の子会社は、コンプライアンス計画を策定し、その進捗状況を管理する。

(D) 当社および当社の子会社は、コンプライアンスに反する行為または反するおそれのある行為に関する通報、相談窓口を設置する。

(E) 当社は、アコムグループ倫理綱領および当社グループの反社会的勢力に対する基本方針に基づき、反社会的勢力との関係を遮断し、適正な業務運営を確保するための体制を整備する。

(F) 当社は、当社グループの財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、財務報告の正確性、信頼性を確保し、あわせて財務情報開示委員会を設置し、財務情報の開示体制を整備する。

(G) 当社は、内部監査部署を設置し、その独立性および専門性を確保するとともに、内部監査に関する規程に基づき、内部監査体制を整備し、業務の健全性・適切性を確保する。また、当社の内部監査部署は、当社の子会社の内部統制の整備に資するため、当社の子会社の監査または監査の支援等を行う。

(2)当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

(A) 当社は、機密情報の管理に関する規程および関連規程に基づき、取締役の職務の執行に係る文書(電磁的記録を含む)の管理手続きを定め、当該文書を適切に保存、管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

(B) 当社は、情報の保存、管理の適切性を維持するため、情報セキュリティに関する責任者の任命をはじめとして、各組織および役職員の役割を決定し、組織的、体系的に情報の保存、管理を行うとともに、保存、管理状況を定期的に検証する。

(3)当社および当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(A) 当社および当社の子会社は、リスク管理に関する規程に基づき、適切かつ効率的なリスク管理体制を整備する。

(B) 当社および当社の子会社は、リスクを統合的に管理するため、リスク管理に関する委員会等や、リスク管理を担当する役員および統括部署を設置する。

(C) 当社および当社の子会社は、社内または社外に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクが顕在化した場合の経済的損失および信用失墜等の最小化をはかるとともに、業務の継続および迅速な業務復旧を行うための体制を整備する。

(4)当社および当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(A) 当社は、当社グループの経営方針および経営計画を策定し、適切な手法に基づく経営管理を行う。

(B) 当社は、経営執行会議および各種委員会を設置し、取締役会から委任された職務執行に係る意思決定および取締役会付議事項の事前審議を行う。

(C) 当社および当社の子会社は、社内規程等により各組織の業務分掌および職位ごとの決裁基準を定め、意思決定の迅速化と職務執行の効率化をはかる。

(5)当社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(A) 当社は、株式公開企業としての独立性を維持しつつ、親会社との協議・報告等に関する規程に基づき、親会社との連携をはかるとともに、親会社のグループ経営管理方針等に則り、両グループの業務の適正化に資するため、当社グループの経営管理体制を整備する。

(B) 当社は、当社の子会社を管理する部署を設置し、子会社管理に関する規程等に基づき、当社の子会社の経営管理を行う。また、当社の子会社は、経営および業務執行に関する重要事項を当社の経営執行会議に報告する。

(6)当社の監査役の職務を補助する使用人に関する体制

(A) 当社は、監査役の職務を補助するため、監査役会事務局を設置し、監査役を補助する社員を配置する。

(B) 監査役を補助する社員の定数および資格要件等については、事前に監査役会と協議して決定する。

(C) 監査役を補助する社員は、監査役補助業務の専従とし、取締役およびその他の業務執行組織の指揮命令を受けないものとする。

(D) 監査役を補助する社員の配属、異動、評価、懲戒処分に関する決定は、事前に監査役会と協議して決定する。

(7)当社の監査役への報告に関する体制

当社は、当社および当社の子会社における以下の事項を監査役に報告する。また、監査役に報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いは行わない。

1.会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
2.重大な法令違反等
3.内部監査の実施状況およびその結果
4.内部通報の状況および通報された事案の内容
5.その他監査役が報告を求める事項

(8)その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(A) 取締役は、監査役が、取締役会のほか経営執行会議等の重要な会議および委員会に出席し、あわせて、法定備え付け文書のほか職務執行に関する重要文書について閲覧できる体制を確保する。

(B) 取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、職務執行の課題、監査上の重要課題等について意見を交換し、あわせて、監査役が必要と判断する要請を受けた場合、その対策を講じる。

(C) 取締役および社員は、監査役会規則および監査方針等の規定を尊重するとともに、監査役からの調査またはヒアリング依頼に対し、協力する。

(D) 内部監査部署は、監査の実効性確保に資するため、監査役との情報交換を行う等の連携体制を構築する。

(E) 監査役会が職務の執行上必要と認める費用について監査役会より予算の提示を受ける。予算を超えて緊急または臨時に支出した費用については、事後の請求を可能とする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（1）反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力に対する基本的な姿勢について、「いわゆる総会屋、暴力団等の反社会的な勢力及び団体の不当な要求及び業務妨害行為には屈しません」「前項の不当な要求等があったときは、関係部署が連携・協力して厳正に対処し、当該事案に応じ速やかに取締当局に通報し、その協力を求めます」との行動基準を明文化するとともに、反社会的勢力に対する基本方針を定め、役職員一同これを遵守することにより、業務の適切性と安全性の確保に努めております。

（2）反社会的勢力の排除に向けた整備状況

（A）社内規程の整備

当社は、反社会的勢力との取引防止に係る態勢の整備・確立、対応に関する基本事項を定めた社内規程を整備しております。

（B）統括部署

当社は、平成20年4月より、反社会的勢力への対応に関する統括部署をコンプライアンス統括部とし、反社会的勢力との接点となる可能性のある現場部門に対する支援、管理を行っております。

（C）外部の専門機関との連携

当社は、緊急時における警察への通報や弁護士への相談のほかに、加盟する特殊暴力防止対策協議会における定期会合、警察当局からの指導、実務者研修会への参加などを通じて、外部の専門機関との連携強化をはかっております。

（D）情報の収集、管理

反社会的勢力に関わる情報に関しては、一元的に情報を収集、管理し、データベース化を行うなどの体制を整備しております。

（E）対応マニュアルの整備状況

反社会的勢力への対応に関する具体的な事項を定めたマニュアルを整備しております。

（F）研修活動の実施状況

社内規程及びマニュアルの理解を深め、適切な対応をはかるために、eラーニングによる職場内学習を実施しております。また、反社会的勢力への対応部署において、ビデオ研修等の職場内学習を実施しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

（1）適時開示に係る当社の基本方針
当社は、金融商品取引法及び東京証券取引所が定める適時開示規則等に基づく情報開示を行い、次の基本方針の下、厳正な情報管理に努めております。
なお、重要事実に関する情報の管理及び公表手続きは、当社の定める「インサイダー取引防止規程」及び「インサイダー情報管理マニュアル」等の社内規程類に基づき行っております。

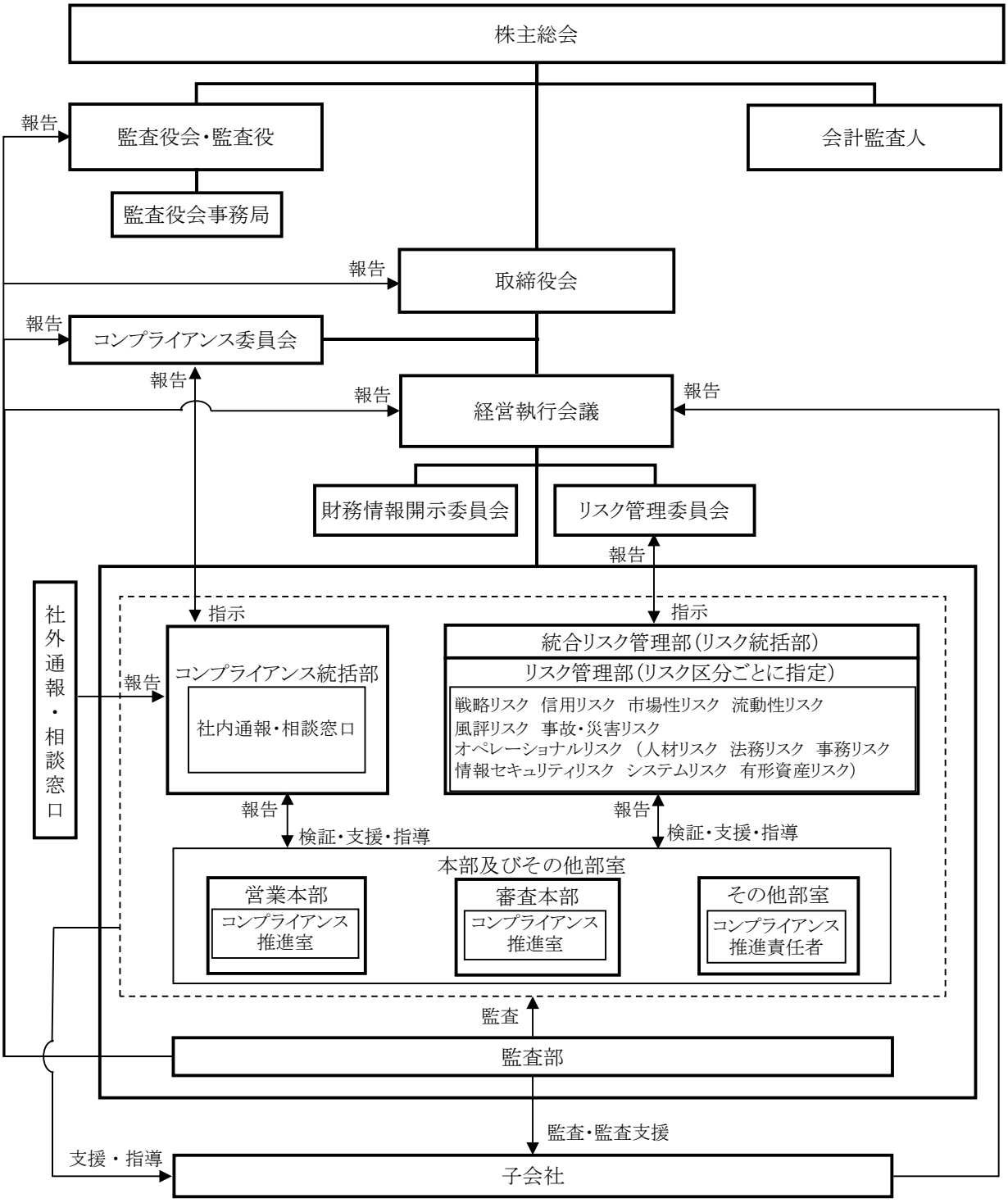
〇当社は、金融商品取引法及び東京証券取引所が定める適時開示規則等に基づく「有価証券の投資判断に重要な影響を与える上場会社の業務、運営又は業績等に関する情報」については、東京証券取引所における所定の手続きによって適時・適切に公表する。
〇また、東京証券取引所における「会社情報の適時開示」に該当しない場合であっても、個々の会社情報が投資判断等へ与える影響を考え、株主・投資家が寄せる信頼に応えるために、当社の定める所定の手続きによって適時・適切に公表する。

（2）適時開示に係る当社の社内体制等の状況
（A）決定事実
取締役会及び経営執行会議において決定される事項に関して、担当役員、経営企画部、財務第二部（広報・IR室）、総務部、及び関連部門が適時開示規則等に照らし協議を行い、情報の重要性、適時開示の要否について判断しております。
（B）発生事実
当社及び子会社において重要情報が発生した場合は、各部門（子会社を含む）から、情報取扱責任者である総務部長に直ちに報告される体制となっております。
当該重要情報に関して、担当役員、経営企画部、財務第二部（広報・IR室）、総務部、及び関連部門が適時開示規則等に照らし協議を行い、取締役会及び経営執行会議に報告するとともに、情報の重要性・適時開示の要否について判断しております。
（C）決算情報
決算情報に関しては、財務第二部担当役付執行役員を委員長とする「財務情報開示委員会」において事前協議を行った後、取締役会の承認を経て、適時・適切な情報開示を実施しております。

（3）適時開示の方法
東京証券取引所が定める適時開示規則に該当する重要情報の開示は、同規則に従い、同取引所の提供する適時開示情報伝達システム（TDnet）を通じて開示します。開示後は報道機関への資料配布（ニュースリリース）、及び当社ホームページ上に同一資料の掲載を速やかに行い、適時性、公平性の確保をはかっております。

（4）適時開示体制のモニタリング
当社の適時開示に係る体制が適切に機能しているかを確認するため、社内の監査部門による定期的な内部監査の実施に加え、独立・客観的な立場から監査役によるモニタリングを行っております。

コーポレート・ガバナンス及び内部統制の模式図



会社情報の適時開示に係る社内体制【模式図】

